

令和5年度兵庫県私立高等学校 生徒授業料軽減補助制度について

兵庫県では、国の就学支援金の上乗せとして県独自に授業料軽減補助を行っています。
申請を希望される場合は、**令和5年9月8日(金)**までに、学校へ申請してください。
※申請の要件、授業料の軽減額などの詳しいことは学校にお問い合わせください。

県の授業料軽減補助を受けることができる人

◆ 対象者の条件

以下のすべてを満たす場合、軽減補助を受けることができます。

- (1) 令和5年10月1日時点で、兵庫県・大阪府・京都府・奈良県・滋賀県・和歌山県・岡山県・鳥取県・徳島県に設置されている私立高等学校・中等教育学校の後期課程（いずれも通信制を除く）に在籍していること。
- (2) 令和5年10月1日時点で、保護者等全員が兵庫県在住であること。
※生徒の居住地は、寮・下宿等により兵庫県外であっても差し支えありません。
※保護者等の一方が単身赴任等で一時的に県外に居住している場合は個別に学校にご相談ください。
- (3) 保護者等全員の**令和5年度所得確認基準額**(※裏面参照)が304,200円未満であること（就学支援金支給対象者であること）。

<ご注意>

- ・ 令和5年9月30日以前に転退学した場合は、対象となりません。
- ・ 令和5年10月1日以降に転退学した場合は、月割りにより計算します。
- ・ 在学中、支給を受けられるのは3回のみです。
- ・ 生徒本人が在学中に成年に達した場合でも、引き続きそれまで親権者であった父母等の収入状況で判定を行います。
- ・ 就学支援金制度（家計急変支援）の制度開始に伴い、授業料軽減（臨時特別）は廃止となりました。

◆ 軽減される額〔在籍する学校の所在地により軽減額が異なります〕

保護者等全員の 前年収目安（合算） （所得確認基準額※）	軽減金額（年額） 上段：兵庫県授業料軽減額 ※多子世帯(0歳～23歳未満で扶養するこどもが3人以上)は、 下記の県補助金額に10,000円を加算 [下段：国就学支援金と合わせた授業料軽減額]
	兵庫県の 私立高等学校
590万円未満程度 (154,500円未満)	44,000円 [440,000円]
730万円未満程度 (217,700円未満)	100,000円 [218,800円]
910万円未満程度 (304,200円未満)	50,000円 [168,800円]

*年収は目安です。具体的には所得確認基準額で判定するため、家庭の状況(家族構成等)で大きく異なる場合があります。

◆ 申請書の提出

- 提出先：武庫川女子大学附属高等学校事務室
- 必要書類
 - ・申請書（多子世帯の場合は、扶養するこども全員分の健康保険証の写しも必要）
 ※多子世帯とは、0歳～23歳未満で扶養するこどもが3人以上の世帯です。
 ※国の制度（就学支援金）の所得区分を準用して認定するため、
所得に関する証明書類の提出は不要です。
 - ・その他学校が指定する書類

○提出期限：**令和5年9月8日(金) 厳守** (期限を過ぎた場合は申請できません)。

◆ 決定の通知

軽減補助の支給決定のお知らせや補助金のお支払いはすべて、生徒が在籍する学校を通じて行います。

軽減の実施（県から学校への補助金の交付）は、12月～1月頃になる予定です。

なお、虚偽の申請等が判明した場合は軽減措置を取り消します。

マイナポータルHP



マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

令和5年度所得確認基準額とは？

以下の計算式により算出します。

[計算式]

市町民税の課税標準額×6%－市町民税の調整控除の額※

※ 生徒本人が平成19年1月2日～4月1日生まれの場合、保護者（保護者が2名の場合はどちらか一方）の課税標準額から33万円を控除します（扶養控除の適用が同級生より1年遅れるため）。

※政令都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

※ご自身の課税標準額などは、マイナポータルの「わたしの情報」から確認できます。
(マイナンバーカードが必要です。)

見本

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税				特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)										(単位:円)																				
所得	給与収入		主たる給与	課税標準額	総所得①	課税標準	総所得③	分簿短期課税	分簿長期課税	山林所得	株式等の課税	先物取引	市民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	県民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	年税額(特別徴収税額)⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額等⑪	差引納付額⑫-⑩-⑪	変更前税額⑬	増減額⑬-⑫	変更月	月			
	給与所得		以外の合算	所得区分									市民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	県民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	年税額(特別徴収税額)⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額等⑪	差引納付額⑫-⑩-⑪	変更前税額⑬	増減額⑬-⑫	変更月	月			
	その他の所得計		所得区分											市民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	県民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	年税額(特別徴収税額)⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額等⑪	差引納付額⑫-⑩-⑪	変更前税額⑬	増減額⑬-⑫	変更月	月		
所得控除	雑損		障・寡・勤																															
	医療費		配偶者																															
	社会保険料		配偶者特別																															
	小規模企業共済		扶養																															
生命保険料		基礎																																
地震保険料		所得控除合計②																																
(摘要)		課税標準額		*記載金額の合計		整控除の額は、税額控除額に含まれます。																												

*調整控除の額がわからない場合や、税額の見方については、お住いの市町の税務窓口にお問い合わせください。